

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和二年五月二十七日から適用する。

令和二年五月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正 後	改 正 前
別表 第1部～第6部 (略)	別表 第1部～第6部 (略)
第7部 追 補 (3)	(新設)
内 用 薬	
品 名	規 格 単 位
(あ)	薬 価
アセトアミノフェン細粒20%「マルイシ」	20% 1 g
(い)	円
イブランス錠25mg	25mg 1 錠
イブランス錠125mg	125mg 1 錠
(え)	5,679.70
㊦ エバスチンOD錠5mg「杏林」	5mg 1 錠
㊦ エバスチンOD錠10mg「杏林」	10mg 1 錠
㊦ エバスチン錠5mg「杏林」	5mg 1 錠
㊦ エバスチン錠10mg「杏林」	10mg 1 錠
(て)	22,978.10
ディナゲスト錠0.5mg	0.5mg 1 錠
(ふ)	166.50
ブランルカストDS10%「杏林」	10% 1 g
注 射 薬	31.50
品 名	規 格 単 位
(あ)	薬 価
アイリーア硝子体内注射用キット40mg/mL	2mg0.05mL 1 筒
(い)	円
インスリン リスプロBS注カート HU「サノフィ」	300単位 1 筒
インスリン リスプロBS注ソロスター HU「サノフィ」	300単位 1 キット
インスリン リスプロBS注100単位/mL HU「サノフィ」	100単位 1 mLバイアル
(ち)	194
治療用ダニアレルゲンエキスパ下注「トリイ」1,000 IAU/mL	2 mL 1 瓶
(ぬ)	4,301
ヌーカラ皮下注100mgシリンジ	100mg 1 mL 1 筒
ヌーカラ皮下注100mgペン	100mg 1 mL 1 キット
(ひ)	179,269
ビムパット点滴静注100mg	100mg10mL 1 瓶
	179,269
	2,459